

第1 審査会の結論

福島県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成29年10月10日付け29教職第482号で行った公文書一部開示決定について、当審査会は次のように判断する。

- 1 別表の「不開示とすべき部分」に掲げる部分を不開示とした実施機関の判断は、妥当である。
- 2 別表の「開示すべき部分」を不開示とした実施機関の判断は妥当ではなく、開示すべきである。

第2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、平成29年8月27日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「福島県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成24年度分）なお大阪高等裁判所平成18年12月22日判決（平成18年（行コ）第26号公文書非公開決定取消請求控訴事件、同第68号同附帯控訴事件（判例タイムズNo. 1254(2008. 1. 15)151頁）、平成23年2月2日大阪高等裁判所判決（平成22年行コ第153号事件）（以上被告兵庫県（教育委員会））、平成29年3月2日神戸地方裁判所判決（平成28年（行ウ）第26号公文書非公開決定取消請求事件（被告神戸市（教育委員会）（法学セミナー2017/08/no751, 117頁））（いずれも確定）など関連司法判断に従い、学校名、学校長名、教職員名など職務遂行情報は原則公開とすること。）」という内容の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件請求に対応する公文書として、教職員事故報告書18件（以下「対象公文書」という。）を特定した。
- 3 実施機関は、条例第12条第2項の規定により、開示決定等の期間を平成29年10月11日まで延長する決定を平成29年9月11日付けで行い、審査請求人に通知した。
- 4 実施機関は、平成29年10月10日付けで、対象公文書に記録されている情報のうち次のものについて、それぞれに掲げる根拠規定及び理由により不開示とする一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
  - (1) 個人の氏名、年齢、学年、組、住所、所属学校名、勤務所名、部活動名、家族・家庭生活の状況、学校生活、学校成績、人物評価、病歴、勤務態度に関する情報（当該個人の特定が可能となる関連情報を含む）  
根拠規定 条例第7条第2号  
理由 個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
  - (2) 事情聴取内容に関する情報  
根拠規定 条例第7条第6号  
理由 人事管理に関する情報であって、公にすることにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

- 5 審査請求人は、本件処分を不服として、平成29年10月31日付けで、行政不服審査法（平成28年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。
- 6 実施機関は、条例第19条第1項の規定により、平成30年2月26日付けで、同条第2項に規定する弁明書の写しを添えて当審査会へ諮問を行った。
- 7 実施機関は、条例第26条の2の規定により、平成30年3月8日付けで、同条第1項第1号に規定する反論書の写しを当審査会へ提出した。

### 第3 審査請求人の主張

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、変更するとの裁決を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、次のとおりである。

##### (1) 本件処分の違法性について

本件処分の一部開示範囲は、条例及び平成18年12月22日大阪高等裁判所判決、平成23年2月2日大阪高等裁判所判決、平成29年3月2日神戸地方裁判所判決（以下「関連判決」という。）に照らし、違法な不開示部分を含むものである。

三権分立、法治主義原則のもと、一定の条例解釈や法的争点について判断が示されている場合、第一に行政が従うべきは、自身の独自の条例解釈ではなく、「解釈及び運用の基準」「職員の懲戒処分等公表基準」などといった内部の規定でもなく、司法判断であることは今更述べるまでもない常識のはずである。個別事件（本件では体罰事故報告書の部分開示部分）をふまえた司法判断は、まさに体罰事故報告書という特定の文書における情報公開の法解釈が示されているものであるから、そこでの判断が優先することは明らかである。他の自治体における司法判断であることは、条例解釈においてそれを無視してよいことの理由にはならない。過去の司法判断は裁判では必ず参照されるものであり、同種の判断が重なればそれはいっそうの重みをもって扱われるはずだからである。これらは情報公開の例規集にも搭載され、また法律雑誌でも論評された代表的な判決である。そもそも行政機関が、自らが直接当事者になった裁判にしか従わないなどと言い出せば、法治主義原則は崩壊し、日本は法治国とはいえなくなる。

##### (2) 条例第7条第2号該当性について

###### ア 当該情報のみで特定の個人を識別することができる情報

「加害教員の氏名」については、「個人に関する情報」であり、「特定の個人」（加害教員）を識別できる情報であるとして、条例7条2号ただし書ア、イ、ウの例外にも当たらず不開示としているが、審査請求書で示した平成15年12月18日最高裁判決は、福島県とは異なり条例の上では公務員の氏名の公開を明示的には義務付けていない広島県条例においてさえも、公務員の氏名を「個人に関する情報」ではないとして公開するよう求めたものである。また一般論としてプライバシー型であれ個人識別型であれ、両方の規定において運用に実質的な差をつけていないことは、総務省の調査においても認められているところである。であれば、体

罰事故報告書上の教員の氏名は保護に値するプライバシーではないと判断した関連判決の法理と本最高裁判所の論理とを併せれば、福島県情報公開条例においても開示されてしかるべきである。条例で「当該公務員等の氏名に係る部分にあっては、公にすることにより、個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合の当該部分を除く」ことが認められるのは、それがまず「個人に関する情報」であることが前提であるが、本最高裁判決は、そもそも「個人に関する情報」ではない場合がありうることを示している。

なお、仮に加害教員名が「個人に関する情報」に該当するとしても、なおそれは保護されるべきプライバシーとはいえず、よって条例第7条第2項ただし書ア、イ、ウに該当して開示されるべきである。

#### イ 他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報

関連判決に照らして不開示が認められるのは、被害児童生徒や保護者の氏名、関係者の住所のみであると思われる。これらを除けば、「特定の個人が識別されるもの」とはいえないし、裁判所の判断も同様である。

なお、上記司法判断は、個人特定のための「他の情報」については、「一般人基準」を取ることを求めている。学校名や教員名を公開するとそれだけで被害児童生徒が特定されるとの考えに立つのかもしれないが、その事自体も上記関連判決で否定されている。だからこそ教員名などは開示すべきと判示されているのである。それ以外の間接情報がわかると、学校が、教員が、ひいては児童生徒の特定が可能になるとの「ドミノ理論」も司法判断で否定されている。

加害教員・被害児童生徒の年齢も、ベテランか初心者か、年少者か年長者かなど加害者、被害者の実態をあらわし体罰事故情報として必須な核心情報であり、個人特定性もない。

弁明書は、学校名、学年その他につき「学校規模が小さい場合や、地域によって当該部活動が設置されている例が限定されている場合など、間接情報に係る地域性や特異性により、加害教員及び被害者が特定されるおそれがある」ことを不開示の理由とする。しかし平成29年3月2日神戸地裁判決（平成28年（行ウ）第26号14頁）では、不開示の判断となる「他の情報」について、一般人基準を採用し、要保護性の高い情報を含むケースについてのみ特定人基準を採用する余地を残しているにすぎないのであるから、こうした理由で全ての文書の不開示を正当化することはできない。すなわちそれは体罰事故報告書一般に対して「一般人基準」ではなく「特定人基準」を採るとするものであり、関連判決に違背する。

ちなみに「一般人基準」は上記神戸地裁判決だけで採られるものではない。平成18年大阪高裁判決、平成23年大阪高裁判決でも同様である。

このように本件体罰事故報告書における児童生徒の特定可能性については、関連判決では一般的に認めたものは一つもない。例外的な事情がない限り、複数存在する児童生徒の中から一人を特定するためには、名簿などの一般では手に入らない追加情報が必要なのであるから、これは当然である。特に平成29年3月2日神戸地裁判決（平成28年（行ウ）第26号）は、この点が争点となり、「一般人基準」を採ることで、原則として児童生徒の特定はできず、クラス担任や部活動担

当教員の名前や学校名を、このことを根拠に不開示とすることを明確に否定したものであり、学説的にも評価されている。他方で本判決も、これは原則であって、小規模校や被害児童生徒のプライバシーにより深く関わる例外的な体罰事例などにおいて、児童生徒の特定可能性やそのプライバシー保護の必要性から、教員名などを例外的に不開示とすることまでは禁じていない。例えば在校者数がひと桁であるような場合と、数百名の場合とを同一に扱うべきとされるわけではない。であるから、そのような例外的な事情があるのなら、そのことを明示した上で例外的に不開示範囲を広げればよいのである。その理由が説得的かつ司法判断にかなうのであれば問題はない。

審査請求人の求めるところは単純であり、行政は司法判断に従うべきである、という一点に尽きる。体罰事故報告書については、このように個人の識別可能性につき一般人基準を明示して、学校名はもちろんのこと、教職員の氏名まで原則開示せよとの判断が確立しているのだから、それを尊重せよということである。採られるべき法理は、現在、司法の場でどのような判断がなされるか、という点に基づいて選ばれるべきである。すでに多く存在する現在の諸判決の水準からすれば、こうした広範な一律不開示が現在の裁判所で認められないことは明らかであり、だからこそ多くの自治体が学校名や教員名の原則開示に応じているのである。

ウ 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報

「センシティブ情報」以外の情報に拡張して適用しているのであれば違法である。これらについては、裁判所と異なりインカメラ権限があるのであるから、インカメラ審査の上、本当にセンシティブ情報かどうかという実質的基準から判断されるべきである。

エ ただし書ア該当性について

関連判決は、まさに「『法令若しくは他の条例の規定によりまたは慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている個人に関する情報』とは、公にしても、個人の権利利益を侵害しないことが明らかであるか、場合により個人のプライバシーを害するおそれがあるとしても受忍すべき範囲内にとどまると考えられるため、これを個人情報から除外することを定めたものである。」との判断に立って、「個人のプライバシーを害するおそれがあるとしても受忍すべき範囲内にとどまると考え」たものにほかならない。

オ ただし書イ該当性について

ただし書イによって開示されるべきものは、「慣行」にとどまらず「法令等の規定」も含むべきものである。

そして、裁判所の有権解釈である司法判断が法源の一種として考えられることは、法学のイロハである。ゆえに関連判決はここでいう「法令」に含まれるものであり、こうした運用基準に照らしても、加害教員の氏名は条例上開示されなければならないはずである。

さらにただし書のイに相当する、「人の生命、健康、生活又は財産を保護する

ため、公にすることが必要であると認められる情報」については、「プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は、その性質上、手厚く保護されるべきであるとしても、これに優越する公益があるときは、個人情報を開示することを定めたものである。」とするが、関連判決はまさにそのような判断に立って、教員の氏名の開示には、「優越する公益」があると判断したものとも考えられる。

#### カ たゞし書ウ該当性について

関連判決においては、学校において教員が行った体罰は、加害教員に関しては「職務の遂行に係る情報」と認定され、「通常他人に知られたくないと認められる」公務員のプライバシーではないとされている。これらの判決により、多くの自治体では、体罰事故報告書の学校名、校長名、加害教員名等は原則開示とされてきている。不開示が認められているのは、児童生徒の氏名、関係者の住所等ごく一部にすぎない。

条例においても、公務員の職務遂行情報については、開示せねばならないはずである。

なお、対象公文書には「処分案」についての記載があるが、これは公務員が実際に受けた懲戒処分等ではなく、あくまで「案」にすぎない。上記関連判決においても、加害教員が懲戒処分を受けたものであることや受ける蓋然性が高いことは前提とされており、それを理由に不開示範囲を正当化することは避けられている。そもそも「処分案」がプライバシーならその部分を率先して開示しているのは実施機関なのであって、それが開示されていることを理由に他の職務遂行情報を不開示とするのは筋違いである。

加害教員の氏名が本人のプライバシーではなく、開示されることはそもそも条例及び判例が予定しているところであり、教員名等の不開示は認められない。またしたがって加害教員の識別可能性を理由とした教育委員会名、学校名、校長名、教員名、職名等の不開示は認められない。しかるに本件処分では、これらがことごとく不開示とされている。その他年齢、学年、授業名、発生場所、発生年月日、当事者の意見、校長所見、教科、校務分掌、行事名、警察署名、病院名、事情聴取内容、行状、事件としての処理状況なども同等であり、その他、条例に照らして違法な不開示範囲が他にもあれば、全て開示されるべきである。特に体罰に至る発言内容やその後のやり取りなど、とうてい個人識別にいたらない、かつ体罰事件にとって本質的な情報が不開示とされており、ここまで不開示範囲の広い自治体は、全国的に見ても少なく、関連判決を真摯に理解した上での不開示決定とは到底思われない。

教員が体罰により事故を起こしたという情報は、「公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報」とであるという主張は、司法判断によって明白に否定されている。またそれにより加害教員が懲戒処分や訓告等を受けたことは保護されるべきプライバシーであるところ、事故報告書で氏名を開示すると、本人が懲戒処分等を受けたことも明らかになるので不開示とする、という点なども同様である。いうまでもなくこの点も関連司法判断で論点とされたものであり、それが明らかになることの是非は担当裁判官も十分理解した上で教

員名まで開示せよと判断しているのである。繰り返すが、実施機関は関連判決に従うべきである。

そもそも体罰事故報告書自体には懲戒処分の内容は記載されておらず、別の文書において懲戒処分の内容を開示しているとするればそれは実施機関の判断なのであるから、体罰事故報告書の氏名開示それ自体がプライバシー侵害にはならないこと、よって本件処分においてそれを理由に条例第7条第2項該当を持ち出すことが不当であることも言うまでもない。関連司法判断もそのような考えに基づいている。不開示情報はあくまで当該文書に記されているものでなければならず、そこに懲戒処分等に関する記述がないのに、それを理由に不開示とするのは、条例解釈の誤りであり違法である。

(3) 条例第7条第6号の該当性について

不開示理由として条例第7条第6号が言われているが、これらも関連判決の中及びそこに至る中で争われ、全て否定されてきているものである。そもそもここで言う「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」の解釈からして、「客観的判断」や支障の程度の「実質性」、「おそれ」の「抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求される」ことなどに照らし、主観的形式的抽象的に主張されているにすぎず、認められない。何よりも既に教員名を開示している、兵庫県や神戸市ほか多くの自治体で同様の事態が続出して「公正かつ円滑な人事の確保に支障」が生じている、などということはないのである。実名を開示したらこうした支障が生じる、などというのはそれこそ根拠のない憶測にすぎない。このことについて審査請求人は「判断できる立場にない」とも弁明書に書かれているが、では「判断できる立場にある」実施機関自ら、これら他の自治体の教育委員会に尋ねて判断されるべきである。

また、支障というが、加害教員が実名公開されることはむしろ体罰抑止という「事務の適正な遂行」に資するものであり、好ましいことである。

「事情聴取内容および関連する情報」に関する情報が開示されると「聴取内容を開示されることをおそれた被聴取者から十分な情報の聴取を拒まれる」蓋然性が極めて高いなどともするが、開示されることを知った上で書いたもののほうがいい加減なものは書けなくなるはずである。何より人事権を持つ県教委の存在こそが加害教員に大きな影響を持つのであり、情報開示されるかどうかはそれに比べれば二の次ともいえる。

#### 第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が対象公文書の一部開示とした理由は、弁明書及び口頭による理由説明を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 対象公文書の特定について

対象公文書は、18件の事故報告書であり、これ以外に対象となる公文書は存在しない。

2 不開示理由について

(1) 条例第7条第2号該当性について

ア 特定の個人を識別することができる情報

対象公文書に記載されている個人の氏名、年齢、組、住所、所属学校名、勤務所名、部活動名、家族・家庭生活の状況、学校成績、人物評価、病歴、勤務態度に関する情報（当該個人の特定が可能となる関連情報を含む。以下「個人の氏名等」という。）は、特定の個人を識別することができるものに該当する。

イ 他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報

学校関係者の氏名、加害教員及び学校関係者の勤務所名、年齢に係る情報（当該個人の特定が可能となる関連情報を含む）については、加害教員に係る情報である。加害教員の氏名を条例第7条第2号ただし書ウに該当しないと判断し、不開示としたことから、これらの情報を開示した場合、不開示とした加害教員が特定されるおそれがあることから、当該情報は第7条第2号本文中「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの」に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと判断し、不開示とした。

さらに、被害者、保護者及び関係する生徒児童の所属学校名、学年、組、部活動名、家族・家庭生活の状況、学校生活、学校成績に係る情報（当該個人の特定が可能となる関連情報を含む）については、加害教員及び被害者に係る情報である。これらの情報を開示した場合、学校規模が小さい場合や、地域によって当該部活動が設置されている例が限定される場合など、間接情報に係る地域性や特異性により、加害教員及び被害者が特定されるおそれがあることから、当該情報は第7条第2号本文中「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの」に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと判断し、不開示とした。

なお、被害児童生徒が特定された場合は、体罰発生の直接の契機であると考えられるような、被害児童生徒の加害教員に対する反抗的又は挑発的な態度、発言、いじめ等に関する情報、たばこ所持など非違行為に関する情報など、当該児童生徒が他人に知られたくないと考えられる情報も併せて明らかとなり、学校生活や進路等、当該児童生徒やその家族も含めて、個人としての生活の権利利益が不当に侵害される可能性が高まるものとする。

先日、学校での体罰の様子がネットに掲載された事例があった。当該事例は、最初は体罰のシーンのみが掲載されており、体罰はいけないという話であったが、その後当該映像の前段部分である、被害生徒が先生を挑発する様子が掲載されたものである。元々学校名など何も明らかにされていない映像であったにもかかわらず、被害生徒の個人名、その父親の会社名、家族の住所まで一斉に検索できるようになり、現在、学校名と映像、体罰などで検索すると、住所などの個人情報に関連ワードとしてGoogleから提示されるような状況である。このように、一度ネット上に書き込みがあれば、デジタルタトゥーのような状況につながる事となる。我々は、体罰を行った教員を守ろうということではなく、加害教員に対する処分はしっかり行い、現代社会においてはそれ以外の情報が明らかになることについて非常に気をつけなければならないと考えているところである。

ウ 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権

利利益を害するおそれがある情報

第7条第2号本文中「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと判断して不開示とした情報は、病歴のみである。

エ ただし書ア該当性について

個人の氏名等は、これを公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないことから、ただし書アに該当しない。

オ ただし書イ該当性について

個人の氏名等は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報ではなく、同号ただし書イに該当しない。

カ ただし書ウ該当性について

対象公文書に記載され、本件処分で開示されている加害教員に対する懲戒処分案は、福島県教育委員会において、実際に何らかの処分等（訓告等の措置を含む）がなされたことを示すものである。これと併せて加害教員の氏名を開示した場合、当該教員の公務員としての立場を離れた個人としての評価をも低下させ、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある。このことから加害教員の氏名は懲戒処分を行う教育委員会側にとっては職務情報であるが、懲戒処分を受ける加害教員にとっては、公にすることにより、職務遂行の情報の範囲を超えた私事に関する情報であるといえ、条例第7条第2号ただし書ウにおける「当該公務員等の氏名に係る部分にあっては、公にすることにより個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合の当該部分を除く」に該当することから、不開示とした。

加害者としてその実名が公にされた場合、たとえ実名が報道されなくとも、関連情報のみで、インターネット上においてあらゆる個人情報短期間に特定され、公開されてしまう現代においては、当該非違行為に対するしかるべき制裁や指導の処分がなされたにもかかわらず、その処分等の後に、加害教員やその家族も含めて、個人としての生活の権利利益が不当に侵害される可能性は十分にあり得ると考えられ、そのようなおそれがある以上、開示することは妥当ではないと判断した。

なお、開示か否かについての判断を進める際には、条例第1条の目的にあるように、県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにし、県民の県政への参加と、公正で透明な県政の推進に資することという前提に立ち、非違行為として認定された体罰事案の事故報告書について、被害児童生徒の特定につながらないよう、また、関係する個人の権利利益が不当に害されることのないように最大限の配慮をしながら、体罰事案の態様をできるだけ明らかにするとともに、それらの事案ごとにどのような処分等が行われ得るのかということも明らかになるよう考慮した。

おって、審査請求人は、「加害教員の氏名が実名公開されることは、むしろ体罰抑止に資する。」とも主張しているが、実名を公にすることが確実に体罰の抑止につながるとは言えない中では、条例第7条第2項ただし書ウの規定を優先すべきであり、むしろ、非違行為として認定された体罰事案の報告書について、体罰事案の態様をできるだけ明らかにし、事案ごとにどのような処分等が行われたのかを公にするほうが、体罰抑止のための在り方について県民目線での建設的な議論の契機に



つながるものであり、そのような動きは条例第1条の目指すところと合致するもの  
と考える。

(2) 条例第7条第6号の該当性について

対象公文書に記載されている事情聴取に関する情報については、人事管理に関する  
情報であって、公にすることにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすお  
それがあると認められる。

事情聴取内容及び関連する情報については、懲戒処分を決定する手続の中で事実  
確認等を含めて慎重に聴取した結果をまとめたものである。事情聴取以外の箇所で  
記載されている事実ニュアンスについて確認できる情報や、当該体罰事案に係る加  
害教員や管理職の見解、被害児童生徒の生活態様等に対する評価、加害教員に対す  
る勤務状況に関する評価、加害教員と被害児童生徒との関係性など、聴取者と被聴  
取者とのやりとりをかなり具体的に記載したものである。これらの情報を開示した  
場合、今後、聴取内容を開示されることを恐れた被聴取者から十分な情報の聴取を  
拒まれるといった、適正な懲戒処分等の実現のために必要不可欠である事実確認等  
が実施できなくなるおそれがある上、その蓋然性も極めて高いと認められるので、  
当該情報は条例第7条第6号エで規定する「人事管理に係る事務に関し、公正かつ  
円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」に該当すると判断し、不開示とした。

また、審査請求人は、「公開されることを知った上で書いたもののほうが、いい  
かげんなものは書けなくなるはずだ」と主張するが、もともといいかげんなものが  
書かれているものではなく、公正かつ円滑な人事の確保を目的として、適正な懲戒  
処分の実現に必要な事実確認のため慎重に聴取した内容をまとめており、公開され  
る可能性があることが前提となることによって、逆に公正かつ円滑な人事確保がで  
きなくなることが危惧される場所である。

なお、事情聴取に係る情報は、一括不開示としているが、その中に含まれる事実  
の一部については、開示した対象公文書である事故報告書の中の項目に記載されて  
いる情報もある。事情聴取の中の、個別の情報についての開示・不開示の判断が問  
題なのではなく、事情聴取という行為に関する項目として不開示と判断しているも  
のである。

おって、審査請求人は、教員名を開示としている自治体において支障は生じてい  
ないと述べているが、審査請求人が自治体における支障の有無について判断できる  
立場にはないものとする。

## 第5 審査会の判断

### 1 公文書の特定について

公文書開示請求書に記載されている内容から、実施機関は、第4の1のとおり本件  
請求の対象公文書を特定しており、このことについて審査請求人と実施機関との間に  
争いはないため、実施機関が行った公文書の特定に誤りはないものと判断する。

### 2 不開示情報の該当性について

条例第7条は、「実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に  
次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されてい

る場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定している。

これは、実施機関は、開示請求に係る公文書に同条各号に規定する不開示情報が記録されている場合を除き、原則として当該公文書を開示しなければならないという基本的な考え方を定めたものと解される。

実施機関は、条例第7条第2号及び同条第6号に該当することを理由に、第2の4(1)及び(2)に記載の情報について不開示としているが、審査請求人はそれらの開示を求めていることから、以下、当該情報の不開示情報該当性を検討することとする。

### 3 条例第7条第2号について

#### (1) 条例第7条第2号の趣旨及び規定について

条例第7条第2号は、本文で「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

ただし、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（本号ただし書ア）、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（本号ただし書イ）及び当該個人が公務員等であつて職務の遂行に係る情報に該当する場合の当該公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る情報（本号ただし書ウ）は、不開示情報から除かれる。

この規定は、個人の尊厳と基本的人権を尊重する立場から、プライバシーはいったん開示されると当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあるため、特にプライバシーに関する情報については最大限保護することを目的として、特定の個人が識別され得るような情報を原則として不開示とすることを定めたもので、「個人に関する情報」とは、氏名、生年月日のほか、思想、信条、所属団体、資産、心身の状況、生活記録等、個人に関する全ての情報と解される。

本号ただし書は、個人の権利利益を侵害しないもの及び個人の権利利益に優越する公益が認められるものを例外的開示事項として規定したものである。

#### (2) 条例第7条第2号の該当性について

##### ア 当該情報のみで特定の個人を識別することができる情報

条例第7条第2号は、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものについて、不開示情報になるという趣旨である。

教員に関する情報のうち生年月日、過去の処分、職歴及び休暇取得状況と、生徒に関する情報のうち生徒の氏名は、特定の個人を識別することができる情報に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないので、不開示とすることが適当と認められる。

##### イ 他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報

条例第7条第2号は、当該情報のみでは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることと

なるものについても、個人識別情報として不開示情報になるという趣旨である。

これは、特定の立場にある者が有する情報あるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人が識別され、当該個人のプライバシーにかかわる情報が開示されることにより、個人の人格的利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる場合は格別、そのような事態までには至らない場合には、特定の立場にあるものが有する情報あるいは入手し得る情報との照合により個人が識別されるかではなく、一般人を基準として、通常の方法により入手しあるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人を識別できることが相当程度の確実性をもって可能と認められる場合に限り、不開示とすべきものと解される。

対象公文書についてみるに、対象公文書に記載された体罰事故の被害生徒と同じ学級又は部活動に所属する生徒、当該体罰事故が起きた学校の教職員等の学校関係者が保有し又は当該体罰事故に関する調査をすることにより入手し得る情報との照合の結果、当該被害生徒を特定し得る可能性があること自体は否定できないが、体罰に至る経過、症状の程度、関係者への対応を含めた対象公文書に記載され、開示された内容は、当該被害生徒の年齢や対象公文書からうかがえる当該被害生徒の当時の状況に照らし、特異な行動をとったと認められるようなものや当該被害生徒の名誉を大きく侵害するようなものであるとはいえないことからすれば、個人の人格的利益や社会的評価に関して上記のような事態が生じる相当程度の蓋然性が生じるものとは認められない。したがって、対象公文書に記載された情報のうち条例第7条第2号前段の不開示情報に当たるか否かは、特定の立場にある者が有する情報との照合による個人の特定可能性ではなく、一般人が通常入手し得る情報との照合により、特定の個人を識別することが相当程度の確実性を持って可能と認められるか否かにより決すべきである。

そして、本件処分において不開示とされた情報のうち、別表の「開示すべき部分」に記載した各情報については、インカメラ審査の結果、本件処分において開示された部分を含め、一般人が通常入手し得る情報と照合することにより、当該被害生徒を識別することが相当程度確実であるとは認められず、開示すべきと認められる。

一方で、児童生徒の学科、学年、学級、性別、年齢、出身中学校名、兄弟に関する情報及び部活動名並びに別表の文書番号1から17のうち「不開示とすべき部分」に記載した情報は、インカメラ審査の結果、本件処分において開示された部分及び別表の「開示すべき部分」に記載した情報と照合することにより、当該被害生徒を識別することが相当程度確実であると認められるため、不開示とすることが適当であると認められる。

ウ 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報

条例第7条第2号は、個人識別性のない個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害する恐れのある情報（以下「センシティブ情報」という。）については、条例第3条の趣旨を踏まえて、開示を禁ずるという趣旨であ

り、例えば、カルテ等心身の状況に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものが挙げられると解される。

実施機関が不開示と主張する病歴については、これに該当すると認められることから、不開示が妥当である。

エ ただし書ア該当性について

審査請求人は、裁判所の有権解釈である司法判断は、法源の一種として考えられることは法学のイロハであり、関連判決はここでいう「法令」に含まれるものであり、こうした運用基準に照らしても、加害教員の氏名は条例上開示されなければならないはずであると主張する。

しかしながら、加害教員の氏名は、法律、政令、省令又は条例により公とされている情報ではないことから、ただし書アに該当するとは認められない。

オ ただし書イ該当性について

審査請求人は、関連判決では、加害教員の氏名の開示について、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益に優越する公益があると判断したものと考えられる旨主張する。

しかしながら、加害教諭の氏名を不開示とすることにより、人の生命、健康、生活又は財産が侵害される蓋然性は認められず、ただし書イに該当するとは認められない。

カ ただし書ウ該当性について

実施機関は、本件対象公文書において開示している懲戒処分案と併せて加害教員の氏名を開示した場合、加害教員の公務員としての立場を離れた個人としての評価をも低下させるおそれがあること、また、加害教員の氏名は、懲戒処分を行う教育委員会側にとっては職務情報だが、懲戒処分を受ける加害教員にとっては、公にすることにより職務遂行の範囲を超えた私事に関する情報に当たると主張する。

しかしながら、当該教員が体罰を行った事を示す情報は、公務員である教員の職務の遂行に関する情報であり、県民の「知る権利」を尊重し、実施機関の諸活動を県民に説明する責務を果たすために、当該体罰を行った公務員を識別することが必要であること、さらに、体罰という非違行為が行われた場合には、その調査・報告が行われることは当然のことであり、かつ、その段階で、当該教職員が何らかの懲戒処分等を受ける相当の蓋然性のあることは自明の理である。このような調査・報告がされたことを示す情報を公務員の私的な情報と捉えるとすると、およそ体罰という非違行為に関する情報は全て条例第7条第2号前段の不開示情報として開示されないことになり、条例の本来の趣旨、目的が没却されてしまうことになる。さらに、本件文書により個々の教職員が具体的にいかなる懲戒処分等を受けたかは明らかにはされていないことからすると、加害教員の体罰について調査・報告が行われたとの情報は、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる公務員の私事に関する情報ということはできないことから、本号ただし書ウに該当し開示すべきである。

また、これに伴い、加害教員の特定につながるとして不開示とした学校関係者

の氏名及び勤務所名についても、ただし書きウに該当すると認められ、開示すべきである。

#### 4 条例第7条第6号について

##### (1) 条例第7条第6号の趣旨及び規定について

条例第7条第6号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報について、不開示情報とする趣旨の規定である。

同号に規定された「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が認められる場合を意味するものと解すべきである。

事務又は事業の「適正な遂行」に支障を及ぼす情報か否かを判断するに当たっては、当該支障と当該情報を開示することの公益上の必要性とを比較考慮し、前者が後者を上回る場合にのみ、この不開示情報に該当すると解するのが相当である。

##### (2) 条例第7条第6号の該当性について

一般に、職員に対する懲戒処分等の手続きにおいては、対象となる非違行為の内容の解明が不可欠であるから、事情聴取の際には、非違行為を行った本人及び関係者から率直かつ具体的な供述を得ることによって、できる限り正確な事実関係を把握することが要請されているといえることができる。

一方で、上記のような機会に得られる供述には、供述者にとって不名誉な内容や、関係者が特定できるような内容等、供述者が外部に公開されることを望まないような内容が含まれる場合が多いと考えられる。

したがって、供述内容が開示されることになれば、供述を行うに当たり、その具体的内容が後になって広く第三者に公開される可能性があることをおもんばかって、当たり障りのない供述しかしなくなり、懲戒処分等を行うか否か、いかなる内容の懲戒処分等を行うかを決定するに当たって必要不可欠な非違行為に関する客観的かつ具体的な情報の収集に支障を来すおそれがあるといえるべきである。

そうすると、供述者の供述内容を記載した部分に係る情報は、これを開示した場合に、将来の懲戒処分等に係る事務の公正かつ適切な執行を妨げるものと認められ、条例第7条第6号所定の不開示情報に当たるといえるべきである。

ただし、事情聴取の日時、供述者氏名及び表中の項目欄については、これを開示することによって直ちに正確な事情聴取ができず、ひいては実施機関の行う懲戒処分等に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとは認められず、開示すべきである。

#### 5 結 論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 6 付 言

当審査会が調査したところによると、本件処分において、実施機関の説明及び前記の当審査会の判断に照らすと不開示とすべき情報が開示されていることが確認された。

実施機関においては、開示文書を作成する際には確実に不開示情報を除くよう、慎重な手続きを求める。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

文書番号 (発生年月日等)	開示すべき部分	不開示とすべき部分
全公文書 共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会名</li> <li>・教育事務所名</li> <li>・学校名</li> <li>・校長名</li> <li>・教員の職氏名</li> <li>・教員の年齢</li> <li>・担当教科名</li> <li>・教員の言動</li> <li>・児童生徒の人数</li> <li>・児童生徒の言動</li> <li>・親族の児童生徒との関係（兄弟を除く）</li> <li>・親族の言動</li> <li>・日時、曜日及び事故当時の授業内容に関する情報</li> <li>・刑事事件としての処理状況</li> <li>・民事事件としての処理状況</li> <li>・マスコミ報道の有無</li> <li>・警察署名</li> <li>・警察官の職名</li> <li>・PTA、後援会、保護者会等の学校関係団体名及びその代表者に関する情報</li> <li>・事情聴取年月日</li> <li>・事情聴取の相手方の職氏名</li> </ul>	<p>○条例第7条第2号該当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生年月日</li> <li>・過去の処分等</li> <li>・職歴</li> <li>・休暇取得状況</li> <li>・児童生徒の氏名</li> <li>・生徒の学科</li> <li>・児童生徒の学年</li> <li>・児童生徒の学級</li> <li>・児童生徒の性別</li> <li>・児童生徒の年齢</li> <li>・出身中学校名（学校種別は開示）</li> <li>・被害児童生徒の兄弟に関する情報</li> <li>・部活動名（文書番号14の加害教諭の顧問する部活動名を除く）</li> <li>・病歴</li> </ul> <p>○条例第7条第6号該当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事情聴取の内容</li> </ul>
文書番号1 (平成24年 午後3時頃)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加害教員以外の教員の氏名及び校務分掌（数字部分を除く）</li> <li>・事故発生場所（数字部分を除く）</li> <li>・学校長の退職年月日及び退職の種類</li> <li>・医療機関名</li> </ul>	<p>○条例第7条第2号該当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学年主任の担当学年</li> <li>・事故発生場所のうち数字部分</li> </ul>
文書番号2 (平成24年 午前11時頃)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生場所</li> <li>・被害生徒の部活動での役割</li> <li>・周辺教諭の部活動における役職（部活動名を除く）</li> </ul>	<p>○条例第7条第2号該当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動実施場所</li> </ul>

文書番号3 (平成24年 (2回))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生場所 (数字部分を除く)</li> <li>・保護者のブログに関する情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○条例第7条第2号該当</li> <li>・事故発生場所のうち数字部分</li> <li>・加害教員の校務分掌</li> </ul>
文書番号4 (平成24年 午前10時 頃)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生場所</li> <li>・加害教員以外の教員の校務分掌 (数字部分を除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○条例第7条第2号該当</li> <li>・学年主任の担当学年</li> </ul>
文書番号5 (平成24年 午前11 頃、他1 回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加害教員以外の教員の校務分掌 (数字部分は除く)</li> <li>・事故発生場所 (数字部分を除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○条例第7条第2号該当</li> <li>・事故発生場所のうち数字部分</li> <li>・医療機関名</li> </ul>
文書番号6 (平成4年 度から平 成6年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・怪我の状況</li> <li>・事故発生場所</li> </ul>	
文書番号7 (平成24年 午後6時 55分頃)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者会を開催した学年</li> <li>・スクールカウンセラーに面談を依 頼した対象学年</li> </ul>	
文書番号8 (平成24年 午前9時 35分頃他)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生場所 (数字部分を除く)</li> <li>・「7 被害の状況」のうち、氏名 以外の部分</li> <li>・周辺教諭の担当学年及び組</li> <li>・「15 その他」の表のうち、項目 欄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○条例第7条第2号該当</li> <li>・事故発生場所のうち数字部分</li> <li>・保護者会の学年のうち数字部分</li> </ul>
文書番号9 (平成24年 午前11時 25分頃)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生場所 (数字部分を除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○条例第7条第2号該当</li> <li>・事故発生場所のうち数字部分</li> <li>・教員の担当学年のうち数字部分</li> <li>・過去の事故の概要</li> </ul>
文書番号10 (平成24年 午後0時 45分頃)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生場所 (数字部分を除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○条例第7条第2号該当</li> <li>・事故発生場所のうち数字部分</li> <li>・学年主任の担当学年のうち数字部 分</li> </ul>



文書番号 11 (平成 24 年 及び平成 25 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故発生場所 (部活動名を除く)</li> <li>・ 「15 その他」の表のうち、項目欄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 条例第 7 条第 2 号該当</li> <li>・ 教員の校務分掌</li> <li>・ 被害生徒の部活動でのポジション</li> <li>・ 体罰に使用した道具</li> <li>・ 謝罪した生徒の学年のうち数字部分</li> </ul>
文書番号 12 (平成 24 年 午前 10 時 30 分頃)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部活動に関する情報 (部活動名及び試合の名称を除く)</li> <li>・ 被害生徒の体罰前の状況</li> <li>・ 教員の校務分掌 (数字部分を含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 条例第 7 条第 2 号該当</li> <li>・ 部活動の試合の名称</li> </ul>
文書番号 13 (平成 23 年 午後 7 時 30 分頃)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故発生場所のうち学校名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 条例第 7 条第 2 号該当</li> <li>・ 事故発生場所 (学校名を除く)</li> <li>・ 教員の部活動での役職名 (顧問を除く)</li> <li>・ 部活動の加盟団体の名称</li> </ul>
文書番号 14 (平成 24 年 午後 5 時 00 分頃)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故発生場所 (学科名を除く) 搜索場所</li> <li>・ 加害教員の顧問する部活動名</li> <li>・ 被害生徒の担任の氏名</li> <li>・ 報道機関名</li> <li>・ 店舗名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 条例第 7 条第 2 号該当</li> <li>・ 事故発生場所のうち学科名</li> <li>・ 加害教員以外の教員の顧問する部活動名</li> <li>・ 被害生徒のクラス担任に関する情報</li> </ul>
文書番号 15 (平成 24 年 午後 8 時 00 分頃)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故発生場所</li> <li>・ 加害教諭の校務分掌 (数字部分を除く)</li> <li>・ 周辺教諭に関する情報 (被害生徒の担任である情報を除く)</li> <li>・ 行動場所</li> </ul>	
文書番号 16 (平成 24 年 午後 0 時 00 分頃)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教員の性別</li> <li>・ 事故発生場所 (学科及び数字部分を除く)</li> <li>・ 被害生徒の座席の位置に関する情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 条例第 7 条第 2 号該当</li> <li>・ 事故発生場所のうち学科名及び数字部分</li> </ul>
文書番号 17 (平成 24 年 午後 12 時 30 分頃、 他 4 回)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 条例第 7 条第 2 号該当</li> <li>・ 被害生徒の部活動でのポジション</li> <li>・ 「8 状況」の (2) において加害教員が体罰を行った理由</li> </ul>

文書番号 18 (平成 25 年 午後 3 時 13 分頃)		
---	--	--

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年2月26日	・実施機関から諮問書及び弁明書（写）を收受
平成30年3月8日	・実施機関を経由して審査請求人の反論書（写）を收受
平成30年12月17日 (第273回審査会)	・審査請求の経過説明 ・審議
平成31年1月21日 (第274回審査会)	・審議
平成31年2月18日 (第275回審査会)	・実施機関から一部開示決定理由に対する意見を聴取 ・審議
平成31年3月20日 (第276回審査会)	・審議
平成31年4月16日 (第277回審査会)	・審議
令和元年5月13日 (第278回審査会)	・審議
令和元年6月11日 (第279回審査会)	・審議
令和元年7月16日 (第280回審査会)	・審議
令和元年8月19日 (第281回審査会)	・審議
令和元年9月17日 (第282回審査会)	・審議
令和元年10月15日 (第283回審査会)	・審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
垣見 隆禎	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
佐藤知恵子	行政書士	
村上 敬子	税理士	
渡辺慎太郎	弁護士	会長職務代理者